

## 学業成績の評定

### 学則（抜粋）

（成績の評定）

第13条 学生の学業成績は、定期試験または臨時試験の成績（学科及び実習）に基づき単位認定会議の議を経て学院長が評定する。

- 2) 前項の評定に用いる評価基準は、この学則に定めるもののほか別に定める。
- 3) 試験は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

（定期試験）

第14条 定期試験は原則として、それぞれの学期で履修した科目に対して行う。

- 2) 授業科目ごとに、その授業時間の3分の1以上を欠席した者は、前項に規定する試験（他の方法による場合を含む。以下同じ）を受けることができない。ただし、止むを得ないと認められる理由により欠席した場合はこの限りでない。

（臨時試験）

第15条 学院長は、止むを得ないと認められる理由で定期試験を受けることができなかった者に対して追試験を行うことができる。

- 2) 定期試験または追試験の評定が合格点に達し得ない者に対しては、再試験を行うことができる。
- 3) 学院長は前条及び第2項の試験のほか必要と認めるときは随時試験を行うことができる。